

令和4年第4回摂津市議会定例会

議案参考資料
(条例関係その1)

令和4年12月2日提出

摂津市

目 次

議案第 5 6 号	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件	・・・	1
議案第 5 7 号	特別職の職員の給与に関する条例及び摂津市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件	・・・	9
議案第 5 8 号	摂津市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例制定の件	・・・	16
議案第 5 9 号	摂津市税条例等の一部を改正する条例制定の件	・・・	94
議案第 6 0 号	摂津市学校施設等の使用に関する条例の一部を改正する条例制定の件	・・・	111
議案第 6 1 号	摂津市廃棄物の減量、再生利用及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例制定の件	・・・	113
議案第 6 2 号	摂津市斎場条例の一部を改正する条例制定の件	・・・	119

一般職の職員の給与に関する条例（抄）（第1条関係）

下線部分は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(期末手当)</p> <p>第23条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 特定任期付職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは、「<u>100分の162.5</u>」とする。</p> <p>5～8 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第24条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100分の95</u> を乗じて得た額の総額</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第23条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 特定任期付職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは、「<u>100分の167.5</u>」とする。</p> <p>5～8 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第24条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100分の105</u> を乗じて得た額の総額</p>

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤
勉手当基礎額に 100 分の 45 を乗じて得た額の総額

3～6 略

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤
勉手当基礎額に 100 分の 50 を乗じて得た額の総額

3～6 略

別表第1(第3条関係)

給料表

職員の区分	職務の等級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	146.100	195.500	231.500	247.700	247.900	272.100	298.000	344.600	381.300	
2	147.200	197.300	233.100	249.800	250.100	274.500	300.700	347.300	384.400	
3	148.400	199.100	234.600	251.800	252.300	276.700	303.600	350.000	387.700	
4	149.500	200.900	236.200	253.900	254.400	279.100	306.400	352.700	390.900	
5	150.600	202.400	237.600	255.900	256.200	281.400	309.100	355.500	394.200	
6	151.700	204.200	239.300	258.000	258.400	283.700	311.800	358.200	397.600	
7	152.800	206.000	240.800	260.200	260.500	286.100	314.700	361.000	400.900	
8	153.900	207.800	242.400	262.400	262.700	288.400	317.500	363.700	404.200	
9	154.900	209.400	243.500	264.200	264.700	290.600	320.100	366.500	407.400	
10	156.300	211.200	245.000	266.000	266.700	293.000	322.700	369.100	410.700	
11	157.600	213.000	246.600	267.800	268.900	295.300	325.500	371.600	414.100	
12	158.900	214.800	247.900	269.900	271.100	297.700	328.200	374.200	417.400	
13	160.100	216.200	249.400	271.600	273.000	300.000	330.900	376.900	420.400	
14	161.600	218.000	250.800	273.400	275.100	302.400	333.700	379.600	423.700	
15	163.100	219.700	252.100	275.200	277.200	304.900	336.300	382.200	426.900	
16	164.700	221.500	253.500	277.200	279.200	307.300	339.100	384.900	430.200	
17	165.900	223.200	255.000	279.200	281.300	309.600	341.800	387.500	433.300	
18	167.400	224.900	256.500	281.200	283.500	312.100	344.600	390.200	436.600	
19	168.900	226.500	258.200	283.100	285.500	314.400	347.300	392.800	439.800	
20	170.400	228.100	260.000	285.000	287.700	316.900	350.000	395.500	443.000	
21	171.700	229.500	261.600	287.000	289.700	319.200	352.400	398.100	446.100	
22	174.400	231.200	263.300	288.900	291.900	321.400	355.100	400.700	449.200	
23	177.000	232.800	264.900	290.800	294.000	323.700	357.700	403.200	452.400	
24	179.600	234.400	266.500	292.600	296.000	325.900	360.400	405.800	455.500	
25	182.200	235.400	268.400	294.400	297.900	328.100	362.900	408.100	458.400	
26	183.900	236.900	270.200	296.400	300.000	330.100	365.500	410.500	461.500	
27	185.500	238.300	271.900	298.500	302.200	332.300	367.900	413.000	464.500	
28	187.200	239.500	273.600	300.500	304.200	334.500	370.500	415.400	467.500	
29	188.700	240.700	275.300	302.400	306.100	336.400	372.400	417.300	470.500	
30	190.400	241.900	277.000	304.500	308.400	338.600	374.900	419.600	473.500	
31	192.200	242.900	278.800	306.500	310.600	340.600	377.200	421.700	476.500	
32	193.900	244.100	280.300	308.600	312.900	342.800	379.700	423.900	479.600	
33	195.500	245.400	281.800	310.300	315.000	344.600	382.100	425.900	482.300	
34	196.900	246.400	283.700	312.400	317.100	346.600	384.800	428.000	485.400	

別表第1(第3条関係)

給料表

職員の区分	職務の等級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	150.100	198.500	234.400	249.500	249.700	272.100	298.000	344.600	381.300	
2	151.200	200.300	236.000	251.600	251.900	274.500	300.700	347.300	384.400	
3	152.400	202.100	237.500	253.600	254.100	276.700	303.600	350.000	387.700	
4	153.500	203.900	239.000	255.700	256.200	279.100	306.400	352.700	390.900	
5	154.600	205.400	240.300	257.700	258.000	281.400	309.100	355.500	394.200	
6	155.700	207.200	241.900	259.800	260.200	283.700	311.800	358.200	397.600	
7	156.800	209.000	243.400	262.000	262.300	286.100	314.700	361.000	400.900	
8	157.900	210.800	244.900	264.200	264.500	288.400	317.500	363.700	404.200	
9	158.900	212.400	246.000	266.000	266.300	290.600	320.100	366.500	407.400	
10	160.300	214.200	247.500	267.700	268.200	293.000	322.700	369.100	410.700	
11	161.600	216.000	249.000	269.200	270.200	295.300	325.500	371.600	414.100	
12	162.900	217.800	250.300	271.000	272.400	297.700	328.200	374.200	417.400	
13	164.100	219.200	251.800	272.700	274.200	300.000	330.900	376.900	420.400	
14	165.600	221.000	253.000	274.500	276.300	302.400	333.700	379.600	423.700	
15	167.100	222.700	254.300	276.300	278.300	304.900	336.300	382.200	426.900	
16	168.700	224.500	255.500	278.300	280.200	307.300	339.100	384.900	430.200	
17	169.800	226.100	256.800	280.200	282.300	309.600	341.800	387.500	433.300	
18	171.200	227.800	258.200	282.200	284.500	312.100	344.600	390.200	436.600	
19	172.600	229.400	259.600	284.100	286.500	314.400	347.300	392.800	439.800	
20	174.000	230.900	261.100	286.000	288.700	316.900	350.000	395.500	443.000	
21	175.300	232.200	262.700	287.900	290.700	319.200	352.400	398.100	446.100	
22	177.800	233.800	264.400	289.700	292.900	321.400	355.100	400.700	449.200	
23	180.300	235.400	266.000	291.200	295.000	323.700	357.700	403.200	452.400	
24	182.800	236.900	267.600	292.600	297.000	325.900	360.400	405.800	455.500	
25	185.200	237.900	269.400	294.400	298.800	328.100	362.900	408.100	458.400	
26	186.900	239.400	271.200	296.400	300.800	330.100	365.500	410.500	461.500	
27	188.500	240.700	272.900	298.500	302.600	332.300	367.900	413.000	464.500	
28	190.200	241.900	274.600	300.500	304.200	334.500	370.500	415.400	467.500	
29	191.700	243.100	276.200	302.400	306.100	336.400	372.400	417.300	470.500	
30	193.400	244.100	277.900	304.500	308.400	338.600	374.900	419.600	473.500	
31	195.200	245.100	279.700	306.500	310.600	340.600	377.200	421.700	476.500	
32	196.900	246.100	281.200	308.600	312.900	342.800	379.700	423.900	479.600	
33	198.500	247.200	282.400	310.300	315.000	344.600	382.100	425.900	482.300	
34	199.900	248.100	284.100	312.400	317.100	346.600	384.800	428.000	485.400	

76	<u>237,700</u>	289,600	335,200	369,000	378,200	402,300	441,800
77	<u>238,400</u>	289,800	335,500	369,300	378,700	402,600	442,200
78	<u>239,100</u>	290,100	336,000	369,900	379,300	402,900	442,600
79	<u>239,800</u>	290,300	336,400	370,600	379,900	403,200	443,000
80	<u>240,300</u>	290,700	336,900	371,200	380,600	403,500	443,300
81	<u>240,800</u>	290,900	337,300	371,500	381,000	403,800	443,600
82	<u>241,500</u>	291,100	337,800	372,100	381,700	404,100	444,000
83	<u>242,200</u>	291,500	338,300	372,800	382,300	404,400	444,300
84	<u>242,900</u>	291,800	338,800	373,400	382,900	404,700	444,600
85	<u>243,500</u>	292,100	339,100	373,800	383,300	405,000	444,900
86	<u>244,200</u>	292,400	339,500	374,300	383,900	405,300	
87	<u>244,900</u>	292,700	340,000	374,900	384,500	405,600	
88	<u>245,600</u>	293,100	340,400	375,400	385,100	405,900	
89	246,100	293,400	340,700	375,900	385,500	406,100	
90	246,600	293,800	341,100	376,500	386,000	406,400	
91	246,900	294,100	341,600	377,000	386,500	406,700	
92	247,300	294,500	342,000	377,300	387,100	407,000	
93	247,600	294,700	342,200	377,700	387,400	407,200	
94		294,900	342,600	378,200	387,800	407,500	
95		295,200	343,100	378,600	388,200	407,800	
96		295,600	343,500	379,000	388,600	408,000	
97		295,800	343,700	379,400	388,900	408,200	
98		296,100	344,100	379,900	389,200	408,500	
99		296,500	344,500	380,300	389,500	408,800	
100		296,900	344,800	380,700	389,800	409,000	
101		297,100	345,100	381,000	390,000	409,200	
102		297,400	345,500		390,300	409,500	
103		297,800	345,900		390,600	409,800	
104		298,100	346,300		390,800	410,000	
105		298,300	346,800		391,000	410,200	
106		298,600	347,200		391,300		
107		299,000	347,600		391,600		
108		299,300	348,000		391,800		
109		299,500	348,500		392,000		
110		299,900	348,900		392,300		
111		300,300	349,200		392,600		
112		300,600	349,500		392,800		
113		300,800	350,000		393,000		
114		301,000					
115		301,300					
116		301,700					

76	<u>238,700</u>	289,600	335,200	369,000	378,200	402,300	441,800
77	<u>239,300</u>	289,800	335,500	369,300	378,700	402,600	442,200
78	<u>240,000</u>	290,100	336,000	369,900	379,300	402,900	442,600
79	<u>240,700</u>	290,300	336,400	370,600	379,900	403,200	443,000
80	<u>241,200</u>	290,700	336,900	371,200	380,600	403,500	443,300
81	<u>241,700</u>	290,900	337,300	371,500	381,000	403,800	443,600
82	<u>242,300</u>	291,100	337,800	372,100	381,700	404,100	444,000
83	<u>242,900</u>	291,500	338,300	372,800	382,300	404,400	444,300
84	<u>243,400</u>	291,800	338,800	373,400	382,900	404,700	444,600
85	<u>243,900</u>	292,100	339,100	373,800	383,300	405,000	444,900
86	<u>244,500</u>	292,400	339,500	374,300	383,900	405,300	
87	<u>245,100</u>	292,700	340,000	374,900	384,500	405,600	
88	<u>245,600</u>	293,100	340,400	375,400	385,100	405,900	
89	246,100	293,400	340,700	375,900	385,500	406,100	
90	246,600	293,800	341,100	376,500	386,000	406,400	
91	246,900	294,100	341,600	377,000	386,500	406,700	
92	247,300	294,500	342,000	377,300	387,100	407,000	
93	247,600	294,700	342,200	377,700	387,400	407,200	
94		294,900	342,600	378,200	387,800	407,500	
95		295,200	343,100	378,600	388,200	407,800	
96		295,600	343,500	379,000	388,600	408,000	
97		295,800	343,700	379,400	388,900	408,200	
98		296,100	344,100	379,900	389,200	408,500	
99		296,500	344,500	380,300	389,500	408,800	
100		296,900	344,800	380,700	389,800	409,000	
101		297,100	345,100	381,000	390,000	409,200	
102		297,400	345,500		390,300	409,500	
103		297,800	345,900		390,600	409,800	
104		298,100	346,300		390,800	410,000	
105		298,300	346,800		391,000	410,200	
106		298,600	347,200		391,300		
107		299,000	347,600		391,600		
108		299,300	348,000		391,800		
109		299,500	348,500		392,000		
110		299,900	348,900		392,300		
111		300,300	349,200		392,600		
112		300,600	349,500		392,800		
113		300,800	350,000		393,000		
114		301,000					
115		301,300					
116		301,700					

	117		301,900							
	118		302,100							
	119		302,400							
	120		302,700							
	121		303,100							
	122		303,300							
	123		303,600							
	124		303,900							
	125		304,200							
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000

	117		301,900							
	118		302,100							
	119		302,400							
	120		302,700							
	121		303,100							
	122		303,300							
	123		303,600							
	124		303,900							
	125		304,200							
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000

別表第3(第3条の3関係)

特定任期付職員給料表

号給	給料月額
1	円 375,000
2	422,000
3	472,000
4	533,000

別表第3(第3条の3関係)

特定任期付職員給料表

号給	給料月額
1	円 376,000
2	422,000
3	472,000
4	533,000

一般職の職員の給与に関する条例（抄）（第2条関係）

下線部分は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(期末手当) 第23条 略 2・3 略 4 特定任期付職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは、「<u>100分の167.5</u>」とする。 5～8 略</p> <p>(勤勉手当) 第24条 略 2 略 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額の総額</p>	<p>(期末手当) 第23条 略 2・3 略 4 特定任期付職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは、「<u>100分の165</u>」とする。 5～8 略</p> <p>(勤勉手当) 第24条 略 2 略 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の100</u>を乗じて得た額の総額</p>

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤
勉手当基礎額に 100 分の 50 を乗じて得た額の総額

3～6 略

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤
勉手当基礎額に 100 分の 47.5 を乗じて得た額の総額

3～6 略

特別職の職員の給与に関する条例（抄）（第1条関係）

下線部分は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(期末手当) 第7条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(離職した職員にあっては、離職した日現在)における期末手当基礎額(それぞれの職員の給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、その合計額に100分の20を乗じて得た額を加算した額)に<u>100分の192.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて一般職の職員の給与に関する条例第23条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 略</p>	<p>(期末手当) 第7条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(離職した職員にあっては、離職した日現在)における期末手当基礎額(それぞれの職員の給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、その合計額に100分の20を乗じて得た額を加算した額)に<u>100分の202.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて一般職の職員の給与に関する条例第23条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 略</p>

特別職の職員の給与に関する条例（抄）（第2条関係）

下線部分は改正箇所

現 行	改 正 案
<p style="text-align: center;"><u>特別職の職員の給与に関する条例</u></p> <p>（期末手当）</p> <p>第7条 特別職の職員の期末手当は、6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の市長が定める日(以下これらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前 <u>1 箇月</u>以内に離職した職員についても同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(離職した職員にあっては、離職した日現在)における期末手当基礎額(それぞれの職員の給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、その合計額に100分の20を乗じて得た額を加算した額)に <u>100 分の 202.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前 <u>6 箇月</u>以内の期間における<u>その者</u>の在職期間の区分に応じて一般職の職員の給与に関する条例第23条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 略</p>	<p style="text-align: center;"><u>摂津市特別職の職員の給与に関する条例</u></p> <p>（期末手当）</p> <p>第7条 特別職の職員の期末手当は、6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の市長が定める日(以下これらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前 <u>1 か月</u>以内に離職した職員についても同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(離職した職員にあっては、離職した日現在)における期末手当基礎額(それぞれの職員の給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、その合計額に100分の20を乗じて得た額を加算した額)に <u>100 分の 197.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前 <u>6 か月</u>以内の期間における<u>当該職員</u>の在職期間の区分に応じて一般職の職員の給与に関する条例第23条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 略</p>

(期末手当の支給停止)

第8条 略

- (1) 基準日前 1 箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられ失職した職員
- (2) 基準日前 1 箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方自治法施行規程(昭和 22 年政令第 19 号)第 15 条において準用する同令第 12 条の規定による懲戒免職の処分を受けた職員
- (3) 基準日前 1 箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前 2 号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (4) 略

(期末手当の支給停止)

第8条 略

- (1) 基準日前 1 か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられ失職した職員
- (2) 基準日前 1 か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方自治法施行規程(昭和 22 年政令第 19 号)第 15 条において準用する同令第 12 条の規定による懲戒免職の処分を受けた職員
- (3) 基準日前 1 か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前 2 号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (4) 略

摂津市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（抄）（第3条関係）

下線部分は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(期末手当) 第6条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(離職した者にあつては離職した日現在)における期末手当基礎額(それぞれの議員報酬の月額に、その議員報酬の月額に 100 分の 20 を乗じて得た額を加算した額)に <u>100 分の 192.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p>	<p>(期末手当) 第6条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(離職した者にあつては離職した日現在)における期末手当基礎額(それぞれの議員報酬の月額に、その議員報酬の月額に 100 分の 20 を乗じて得た額を加算した額)に <u>100 分の 202.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p>

摂津市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（抄）（第4条関係）

下線部分は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(期末手当)</p> <p>第6条 議員等の期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する者に対して支給する。これらの基準日前<u>1箇月</u>以内に離職した者についても同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(離職した者にあつては<u>離職した日現在</u>)における期末手当基礎額(それぞれの議員報酬の月額に、その議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額を加算した額)に<u>100分の202.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前<u>6箇月</u>以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) <u>6箇月</u> 100分の100</p> <p>(2) <u>3箇月</u>以上<u>6箇月</u>未満 100分の60</p> <p>(3) <u>3箇月</u>未満 100分の30</p> <p>第7条 <u>特別職の職員の給与に関する条例</u>(昭和31年条例第10号)第8条(第2号を除く。)及び第9条の規定は、議</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第6条 議員等の期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する者に対して支給する。これらの基準日前<u>1か月</u>以内に離職した者についても同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(離職した者にあつては、<u>離職した日現在</u>)における期末手当基礎額(それぞれの議員報酬の月額に、その議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額を加算した額)に<u>100分の197.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前<u>6か月</u>以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) <u>6か月</u> 100分の100</p> <p>(2) <u>3か月</u>以上<u>6か月</u>未満 100分の60</p> <p>(3) <u>3か月</u>未満 100分の30</p> <p>第7条 <u>摂津市特別職の職員の給与に関する条例</u>(昭和31年条例第10号)第8条(第2号を除く。)及び第9条の規定</p>

員等の期末手当の支給の停止及び一時差止めについて準用する。この場合において、同条例第 8 条中「前条第 1 項」とあるのは「第 6 条第 1 項」と、同条第 1 号中「基準日前 1 箇月」とあるのは「基準日(第 6 条第 1 項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。)前 1 箇月」と読み替えるものとする。

は、議員等の期末手当の支給の停止及び一時差止めについて準用する。この場合において、同条例第 8 条中「前条第 1 項」とあるのは「第 6 条第 1 項」と、同条第 1 号中「基準日前 1 か月」とあるのは「基準日(第 6 条第 1 項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。)前 1 か月」と読み替えるものとする。

摂津市職員の厚生制度に関する条例（抄）

下線部分は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(職員)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) <u>特別職の職員の給与に関する条例</u>(昭和 31 年条例第 10 号)</p> <p>(2)～(4) 略</p>	<p>(職員)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) <u>摂津市特別職の職員の給与に関する条例</u>(昭和 31 年 条例第 10 号)</p> <p>(2)～(4) 略</p>

摂津市職員の定年等に関する条例（抄）

下線部分は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 28 条の 2 第 1 項から第 3 項まで及び第 28 条の 3 の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>目次</p> <p><u>第 1 章 総則(第 1 条)</u></p> <p><u>第 2 章 定年制度(第 2 条—第 5 条)</u></p> <p><u>第 3 章 管理監督職勤務上限年齢制(第 6 条—第 11 条)</u></p> <p><u>第 4 章 定年前再任用短時間勤務制(第 12 条・第 13 条)</u></p> <p><u>第 5 章 雑則(第 14 条)</u></p> <p>附則</p> <p><u>第 1 章 総則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号。<u>以下「法」という。</u>)<u>第 22 条の 4 第 1 項及び第 2 項、第 22 条の 5 第 1 項、第 28 条の 2、第 28 条の 5、第 28 条の 6 第 1 項から第 3 項まで並びに第 28 条の 7</u>の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

(定年)

第3条 職員の定年は、年齢60年とする。

(定年による退職の特例)

第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務に従事させるため引き続いて勤務させることができる。

第2章 定年制度

(定年)

第3条 職員の定年は、年齢65年とする。

(定年による退職の特例)

第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次に掲げる事由があると認めるときは、同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。ただし、第9条の規定により異動期間(同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。)(同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。)を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職(第6条に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。)を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。
 - (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、その職員の退職による欠員を容易に補充することができないとき。
 - (3) 当該職務を担当する者の交替がその業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。
- 2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項の事由が引き続き存すると認めるときは、1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。
 - 3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続いて勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。
 - 4 任命権者は、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項の事由が存しなくなつ

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
 - (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の退職による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
 - (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること。
- 2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日(同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日)の翌日から起算して3年を超えることができない。
 - 3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。
 - 4 任命権者は、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された

たと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めてその期限を繰り上げて退職させることができる。

- 5 前各項の規定を実施するために必要な手続は、任命権者が別に定める。

職員について、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由がなくなると認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて当該期限を繰り上げるものとする。

- 5 前各項の規定を実施するために必要な手続は、規則で定める。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 摂津市職員の管理職手当に関する条例(昭和37年条例第26号)第2条に規定する職
- (2) 摂津市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年摂津市条例第36号)第4条に規定する職

(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第 8 条 任命権者は、法第 28 条の 2 第 4 項に規定する他の職への降任等(以下この章において「他の職への降任等」という。)を行うに当たっては、法第 13 条、第 15 条、第 23 条の 3、第 27 条第 1 項及び第 56 条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)(以下この条及び第 10 条において「降任等」という。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第 15 条の 2 第 1 項第 5 号に規定する標準職務遂行能力(次条第 3 項において「標準職務遂行能力」という。)及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等をする。
- (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等をする。
- (3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員(以下この号において「上位職職員」という。)の他の職への降任等もする場合には、第 1 号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属す

る職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をすること。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第 9 条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。)の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。)で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を

容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して 1 年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第 4 項において同じ。)で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して 3 年を超えることができない。

3 任命権者は、第 1 項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群(職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職とし

て規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。)に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。)の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき(第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。)、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間(前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事

由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して 1 年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

(異動期間の延長等に係る職員の同意)

第 10 条 任命権者は、前条の規定により異動期間を延長する場合及び同条第 3 項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

第 11 条 任命権者は、第 9 条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第 4 章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第 12 条 任命権者は、年齢 60 年に達した日以後に退職(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて

任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。)をした者(以下この条及び次条において「年齢 60 年以上退職者」という。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職(当該職を占める職員の 1 週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の 1 週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。)に採用することができる。ただし、年齢 60 年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。)を経過した者であるときは、この限りでない。

第 13 条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、本市が組織する地方公共団体の組合の年齢 60 年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

第 5 章 雑則

附 則

1・2 略

(委任)

第 14 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1・2 略

(定年に関する経過措置)

3 令和 5 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの間における第 3 条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65 年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで	61 年
令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで	62 年
令和 9 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで	63 年
令和 11 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで	64 年

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

4 任命権者は、当分の間、職員(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常

勤職員を除く。以下この項において同じ。)が年齢 60 年に達する日の属する年度の前年度(以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。)(情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員(異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員(以下この項において「末日経過職員」という。))を除く。))にあっては当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては当該職員の異動等の日が属する年度(当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度))において、当該職員に対し、当該職員が年齢 60 年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

摂津市職員の分限に関する条例（抄）

下線部分は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(降任、免職及び休職の手續)</p> <p>第2条の2 任命権者は、法第28条第1項第1号又は第3号の規定により職員の意に反する降任又は免職の処分を</p>	<p>(降給の事由)</p> <p>第2条の2 職員が、法第28条第1項各号のいずれかに該当する場合には、その意に反して、これを降給することができる。</p> <p>2 前項の規定による降給の種類は、降格(職員の職務の等級を同一の給料表の下位の職務の等級に変更することをいう。以下同じ。)及び降号(職員の号給を同一の職務の等級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。)とする。</p> <p>3 第1項の規定による降給は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める処分とする。</p> <p>(1) 職員が法第28条第1項第1号に該当する場合 降格又は降号</p> <p>(2) 職員が法第28条第1項第2号から第4号までのいずれかに該当する場合 降格</p> <p>(降任、免職、休職及び降給の手續)</p> <p>第2条の3 任命権者は、法第28条第1項第1号若しくは第3号の規定により職員の意に反する降任若しくは免職</p>

しようとする場合においては、勤務成績の結果に基づき又は関係者その他適当と認める者の意見を聴く等客観的事実により公正を期さなければならない。

- 2 任命権者は、法第 28 条第 1 項第 2 号の規定に該当するものとして職員を降任し、若しくは免職する場合又は同条第 2 項第 1 号の規定に該当するものとして職員を休職する場合においては、医師 2 名を指定してあらかじめ診断を行わせなければならない。
- 3 職員の意に反する降任若しくは免職又は休職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

附 則

- 1 略

の処分をしようとする場合又は同項第 1 号若しくは第 3 号に掲げる場合に該当するものとして前条第 1 項の規定により職員の意に反する降給の処分をしようとする場合には、勤務成績の結果に基づき又は関係者その他適当と認める者の意見を聴く等客観的事実により公正を期さなければならない。

- 2 任命権者は、法第 28 条第 1 項第 2 号の規定に該当するものとして職員を降任し、若しくは免職する場合、同条第 2 項第 1 号の規定に該当するものとして職員を休職する場合又は同条第 1 項第 2 号に掲げる場合に該当するものとして前条第 1 項の規定により職員を降給する場合には、医師 2 名を指定してあらかじめ診断を行わせなければならない。
- 3 職員の意に反する降任、免職、休職又は降給の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。ただし、他の職への降任等(法第 28 条の 2 第 4 項に規定する他の職への降任等をいう。以下この項において同じ。)に該当する降任をする場合又は他の職への降任等に伴い降給をする場合は、この限りでない。

附 則

(施行期日)

- 1 略

2 第4条の規定は、地方公務員法第55条の2第1項ただし書の規定により職員団体の役員としてもっぱら従事する職員について準用する。

(降給の手続の特例)

2 第2条の3第3項本文の規定は、摂津市一般職の職員の給与に関する条例(昭和31年条例第13号。以下「給与条例」という。)附則第24項の規定による降給及び摂津市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年摂津市条例第36号。以下「企業職員給与条例」という。)附則第2項の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、給与条例附則第24項又は企業職員給与条例附則第2項の規定の適用を受ける職員には、これらの規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

摂津市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（抄）

下線部分は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1年以内の期間、<u>給料及びこれに対する地域手当の合計額(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては、摂津市会計年度任用職員の勤務条件等に関する条例(平成29年摂津市条例第34号)第5条第2項に規定する基本報酬の額)の10分の1以下を減ずるものとする。</u></p> <p>2 略</p>	<p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1年以内の期間、<u>その発令の日に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては、摂津市会計年度任用職員の勤務条件等に関する条例(平成29年摂津市条例第34号)第5条第2項に規定する基本報酬の額。以下この項において同じ。)</u>の10分の1以下を減ずるものとする。<u>この場合において、その減ずる額が現に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。</u></p> <p>2 略</p>

摂津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（抄）

下線部分は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(1 週間の勤務時間)</p> <p>第 2 条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>法第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 2 項</u>の規定により採用された職員(以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>」という。)の勤務時間は、第 1 項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり 15 時間 30 分から 31 時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4～6 略</p> <p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第 3 条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの 5 日間において週休日を設けるものとし、<u>再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員及びパート</u></p>	<p>(1 週間の勤務時間)</p> <p>第 2 条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>法第 22 条の 4 第 1 項又は第 22 条の 5 第 1 項</u>の規定により採用された職員(以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。)の勤務時間は、第 1 項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり 15 時間 30 分から 31 時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4～6 略</p> <p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第 3 条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの 5 日間において週休日を設けるものとし、<u>定年前再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員及び</u></p>

タイム会計年度任用職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの 5 日間において週休日を設けることができる。

- 2 任命権者は、月曜日から金曜日までの 5 日間において、1 日につき 7 時間 45 分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1 週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い 1 日につき 7 時間 45 分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員については、1 週間ごとの期間について、1 日につき 7 時間 45 分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

3 略

- 4 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振り定める場合には、規則で定めるところにより、4 週間ごとの期間につき 8 日の週休日(育児短時間勤務職員等にあつては 8 日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員にあつては 8 日以上(週休日)を設けなければならない。ただし、職務の特殊性(育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容)その他の事由により、4 週間ごとの期間につき 8 日(育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員、

パートタイム会計年度任用職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの 5 日間において週休日を設けることができる。

- 2 任命権者は、月曜日から金曜日までの 5 日間において、1 日につき 7 時間 45 分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1 週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い 1 日につき 7 時間 45 分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、定年前再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員については、1 週間ごとの期間について、1 日につき 7 時間 45 分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

3 略

- 4 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振り定める場合には、規則で定めるところにより、4 週間ごとの期間につき 8 日の週休日(育児短時間勤務職員等にあつては 8 日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、定年前再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員にあつては 8 日以上(週休日)を設けなければならない。ただし、職務の特殊性(育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容)その他の事由により、4 週間ごとの期間につき 8 日(育児短時間勤務職員等、定年前再任用短

任期付短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員にあっては、8 日以上)の週休日を設けることが困難である職員について、市長と協議して、規則で定めるところにより、4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり 1 日以上の割合で週休日(育児短時間勤務職員等にあっては、4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり 1 日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日)を設ける場合には、この限りでない。

(時間外勤務代休時間)

第 7 条の 2 任命権者は、一般職の職員の給与に関する条例(昭和 31 年条例第 13 号)第 17 条第 4 項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、規則で定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間(以下「時間外勤務代休時間」という。)として、規則で定める期間内にある第 3 条第 2 項から第 4 項まで又は第 4 条の規定により勤務時間が割り振られた日(以下「勤務日等」という。)(第 9 条第 1 項に規定する休日及び代休日を除く。)に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

2 略

3 法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員(以下

時間勤務職員、任期付短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員にあっては、8 日以上)の週休日を設けることが困難である職員について、市長と協議して、規則で定めるところにより、4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり 1 日以上の割合で週休日(育児短時間勤務職員等にあっては、4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり 1 日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日)を設ける場合には、この限りでない。

(時間外勤務代休時間)

第 7 条の 2 任命権者は、摂津市一般職の職員の給与に関する条例(昭和 31 年条例第 13 号。以下「給与条例」という。)第 17 条第 4 項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、規則で定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間(以下「時間外勤務代休時間」という。)として、規則で定める期間内にある第 3 条第 2 項から第 4 項まで又は第 4 条の規定により勤務時間が割り振られた日(以下「勤務日等」という。)(第 9 条第 1 項に規定する休日及び代休日を除く。)に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

2 略

3 法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員(以下

「会計年度任用職員」という。)に対する第 1 項の規定の適用については、同項中「一般職の職員の給与に関する条例(昭和 31 年条例第 13 号)第 17 条第 4 項」とあるのは「摂津市会計年度任用職員の勤務条件等に関する条例(平成 29 年摂津市条例第 34 号)第 10 条第 4 項」と、「時間外勤務手当」とあるのは「時間外勤務手当(パートタイム会計年度任用職員にあっては、時間外勤務報酬)」とする。

(年次有給休暇)

第 11 条 略

(1) 次号及び第 3 号に掲げる職員以外の職員 20 日(育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し 20 日を超えない範囲内で規則で定める日数)

(2)・(3) 略

2・3 略

(介護休暇)

第 14 条 略

2 略

3 介護休暇については、一般職の職員の給与に関する条例

「会計年度任用職員」という。)に対する第 1 項の規定の適用については、同項中「摂津市一般職の職員の給与に関する条例(昭和 31 年条例第 13 号。以下「給与条例」という。)第 17 条第 4 項」とあるのは「摂津市会計年度任用職員の勤務条件等に関する条例(平成 29 年摂津市条例第 34 号)第 10 条第 4 項」と、「時間外勤務手当」とあるのは「時間外勤務手当(パートタイム会計年度任用職員にあっては、時間外勤務報酬)」とする。

(年次有給休暇)

第 11 条 略

(1) 次号及び第 3 号に掲げる職員以外の職員 20 日(育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し 20 日を超えない範囲内で規則で定める日数)

(2)・(3) 略

2・3 略

(介護休暇)

第 14 条 略

2 略

3 介護休暇については、給与条例第 16 条第 1 項の規定に

第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間につき、同条例第 20 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額する。

(介護時間)

第 14 条の 2 略

2 略

3 介護時間については、一般職の職員の給与に関する条例第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間につき、同条例第 20 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額する。

かかわらず、その勤務しない 1 時間につき、給与条例第 20 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額する。

(介護時間)

第 14 条の 2 略

2 略

3 介護時間については、給与条例第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間につき、給与条例第 20 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額する。

摂津市職員の育児休業等に関する条例（抄）

下線部分は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第 2 条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 摂津市職員の定年等に関する条例(昭和 59 年摂津市条例第 16 号)第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定により引き続き勤務している職員</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(法第 2 条第 1 項の条例で定める日)</p> <p>第 2 条の 3 略</p> <p>(1) 略</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第 2 条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 摂津市職員の定年等に関する条例(昭和 59 年摂津市条例第 16 号。<u>以下「定年条例」という。</u>)第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定により引き続き勤務している職員</p> <p><u>(3) 定年条例第 9 条の規定により同条第 1 項に規定する異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。第 10 条第 3 号において「異動期間」という。)を延長された管理監督職(定年条例第 6 条に規定する職をいう。同号において同じ。)を占める職員</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(法第 2 条第 1 項の条例で定める日)</p> <p>第 2 条の 3 略</p> <p>(1) 略</p>

(2) 非常勤職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために法その他の法律の規定による育児休業(以下「地方等育児休業」という。)をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合(当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。) 当該子が1歳2か月に達する日(当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。)から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該非常勤職員が出産を事由として摂津市会計年度任用職員の勤務条件等に関する条例(平成29年摂津市条例第34号。以下「会計年度任用職員条例」という。)第24条第1項に規定する特別休暇(当該非常勤職員が再任用短時間勤務職員等(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。以下同じ。))である場合にあっては、摂津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成2年摂津市条例第17号。以下「勤務時間条例」という。)第13条に規定する特別休暇)を受けて勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合

(2) 非常勤職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために法その他の法律の規定による育児休業(以下「地方等育児休業」という。)をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合(当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。) 当該子が1歳2か月に達する日(当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。)から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該非常勤職員が出産を事由として摂津市会計年度任用職員の勤務条件等に関する条例(平成29年摂津市条例第34号。以下「会計年度任用職員条例」という。)第24条第1項に規定する特別休暇(当該非常勤職員が定年前再任用短時間勤務職員等(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。以下同じ。))である場合にあっては、摂津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成2年摂津市条例第17号。以下「勤務時間条例」という。)第13条に規定する特別休暇)を受けて勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合

算した日数をいう。)を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)

(3) 略

(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)

第 7 条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和 31 年条例第 13 号。以下「給与条例」という。)第 23 条第 1 項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前 6 か月以内の期間において勤務した期間(規則で定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。

2 略

(育児短時間勤務をすることができない職員)

第 10 条 略

(1) 略

(2) 摂津市職員の定年等に関する条例第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定により引き続いて勤務している職員

(部分休業をすることができない職員)

算した日数をいう。)を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)

(3) 略

(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)

第 7 条 摂津市一般職の職員の給与に関する条例(昭和 31 年条例第 13 号。以下「給与条例」という。)第 23 条第 1 項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前 6 か月以内の期間において勤務した期間(規則で定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。

2 略

(育児短時間勤務をすることができない職員)

第 10 条 略

(1) 略

(2) 定年条例第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定により引き続いて勤務している職員

(3) 定年条例第 9 条の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員

(部分休業をすることができない職員)

第 19 条 略

(1) 略

(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(再任用短時間勤務職員等を除く。)

(部分休業の承認)

第 20 条 部分休業(法第 19 条第 1 項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、勤務時間条例第 6 条に規定する正規の勤務時間(非常勤職員(再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。))にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)の始め又は終わりにおいて、30 分を単位として行うものとする。

2・3 略

第 19 条 略

(1) 略

(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(定年前再任用短時間勤務職員等を除く。)

(部分休業の承認)

第 20 条 部分休業(法第 19 条第 1 項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、勤務時間条例第 6 条に規定する正規の勤務時間(非常勤職員(定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。))にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)の始め又は終わりにおいて、30 分を単位として行うものとする。

2・3 略

公益的法人等への摂津市職員の派遣等に関する条例（抄）

下線部分は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員(<u>地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 28 条の 4 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項の規定により採用された職員を除く。)</u>)</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 地方公務員法第 22 条に規定する条件付採用になっている職員(規則で定める職員を除く。)</p> <p>(4) 摂津市職員の定年等に関する条例(昭和 59 年摂津市条例第 16 号)第 4 条第 1 項の規定により<u>引き続き</u>勤務させることとされ、又は同条第 2 項の規定により期限を延長することとされている職員</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 地方公務員法(<u>昭和 25 年法律第 261 号</u>)第 22 条に規定する条件付採用になっている職員(規則で定める職員を除く。)</p> <p>(4) 摂津市職員の定年等に関する条例(昭和 59 年摂津市条例第 16 号。<u>以下「定年条例」という。</u>)第 4 条第 1 項の規定により<u>引き続き</u>勤務させることとされ、又は同条第 2 項の規定により期限を延長することとされている職員</p> <p>(5) <u>定年条例第 9 条の規定により同条第 1 項に規定する異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)</u>を</p>

(5) 略

3 略

(職務に復帰した職員に関する一般職の職員の給与に関する条例の特例)

第 5 条 職員派遣後職務に復帰した職員(企業職員である職員及び単純労務職員である職員を除く。第 7 条において同じ。)に関する一般職の職員の給与に関する条例(昭和 31 年条例第 13 号)第 28 条第 1 項若しくは第 6 項又は附則第 21 項の規定の適用については、派遣先団体において就いていた業務(当該業務に係る労働者災害補償保険法(昭和 22 年法律第 50 号)第 7 条第 2 項に規定する通勤を含む。)を公務とみなす。

(採用された職員に関する一般職の職員の給与に関する条例の特例)

第 15 条 法第 10 条第 1 項の規定により採用された職員(企業職員である職員及び単純労務職員である職員を除く。次条から第 18 条までにおいて同じ。)に関する一般職の職員の給与に関する条例第 28 条第 1 項若しくは第 6 項又は附則第 21 項の規定の適用については、特定法人において就

延長された管理監督職(定年条例第 6 条に規定する職をいう。)を占める職員

(6) 略

3 略

(職務に復帰した職員に関する摂津市一般職の職員の給与に関する条例の特例)

第 5 条 職員派遣後職務に復帰した職員(企業職員である職員及び単純労務職員である職員を除く。第 7 条において同じ。)に関する摂津市一般職の職員の給与に関する条例(昭和 31 年条例第 13 号)第 28 条第 1 項若しくは第 6 項又は附則第 21 項の規定の適用については、派遣先団体において就いていた業務(当該業務に係る労働者災害補償保険法(昭和 22 年法律第 50 号)第 7 条第 2 項に規定する通勤を含む。)を公務とみなす。

(採用された職員に関する摂津市一般職の職員の給与に関する条例の特例)

第 15 条 法第 10 条第 1 項の規定により採用された職員(企業職員である職員及び単純労務職員である職員を除く。次条から第 18 条までにおいて同じ。)に関する摂津市一般職の職員の給与に関する条例第 28 条第 1 項若しくは第 6 項又は附則第 21 項の規定の適用については、特定法人にお

いていた業務(当該業務に係る労働者災害補償保険法第 7 条第 2 項に規定する通勤を含む。)を公務とみなす。

いて就いていた業務(当該業務に係る労働者災害補償保険法第 7 条第 2 項に規定する通勤を含む。)を公務とみなす。

摂津市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（抄）

下線部分は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(任命権者の報告)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項の規定による報告は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項について行うものとする。</p> <p>(1)～(11) 略</p>	<p>(任命権者の報告)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項の規定による報告は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項について行うものとする。</p> <p>(1)～(11) 略</p>

一般職の職員の給与に関する条例（抄）

下線部分は改正箇所

現 行	改 正 案
<p style="text-align: center;"><u>一般職の職員の給与に関する条例</u></p> <p>（特定任期付職員の給料）</p> <p>第 3 条の 3 略</p> <p>2 任命権者は、別表第 4 に掲げる基準に従い、特定任期付職員の号給を、<u>その者</u>が従事する業務に応じて決定する。</p> <p>（昇格）</p> <p>第 5 条 職員を現に格付されている職務の等級から昇格(職員の職務の等級を給料表の上位の職務の等級に変更することをいう。以下同じ。)させるときは、規則で定める資格基準に従い、<u>その者</u>の資格基準に応じて、上位の職務の等級に決定するものとする。</p> <p>第 6 条 略</p> <p>第 7 条 職員を昇格させた場合における<u>その者</u>の号給は、</p>	<p style="text-align: center;"><u>摂津市一般職の職員の給与に関する条例</u></p> <p>（特定任期付職員の給料）</p> <p>第 3 条の 3 略</p> <p>2 任命権者は、別表第 4 に掲げる基準に従い、特定任期付職員の号給を、<u>当該特定任期付職員</u>が従事する業務に応じて決定する。</p> <p>（昇格）</p> <p>第 5 条 職員を現に格付されている職務の等級から昇格(職員の職務の等級を給料表の上位の職務の等級に変更することをいう。以下同じ。)させるときは、規則で定める資格基準に従い、<u>当該職員</u>の資格基準に応じて、上位の職務の等級に決定するものとする。</p> <p>第 6 条 略</p> <p>第 7 条 職員を昇格させた場合における<u>当該職員</u>の号給は、</p>

規則で定めるところにより決定する。

(降格)

第 8 条 職員を降格(職員の職務の等級を給料表の下位の職務の等級に変更することをいう。)させた場合におけるその者の号給は、規則で定めるところにより決定する。

(異動)

第 9 条 職員を一の職から初任給の基準を異にする他の職に異動させた場合におけるその者の異動後の職務の等級及び号給は、規則で定めるところにより決定する。

(昇給)

第 10 条 職員の昇給は、規則で定める日に、同日前において規則で定める日以前 1 年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が法第 29 条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして規則で定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。

2 略

3 55 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日を超えて在職す

規則で定めるところにより決定する。

(降格)

第 8 条 職員を降格(職員の職務の等級を給料表の下位の職務の等級に変更することをいう。)させた場合における当該職員の号給は、規則で定めるところにより決定する。

(異動)

第 9 条 職員を一の職から初任給の基準を異にする他の職に異動させた場合における当該職員の異動後の職務の等級及び号給は、規則で定めるところにより決定する。

(昇給)

第 10 条 職員の昇給は、規則で定める日に、同日前において規則で定める日以前 1 年間における当該職員の勤務成績に応じて、行うものとする。この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が法第 29 条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして規則で定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。

2 略

3 55 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日を超えて在職す

る職員の第1項の規定による昇給は、同項前段に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。

4～6 略

(再任用職員の給料月額)

第10条の2 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)の給料月額は、第3条第1項の給料表の再任用職員の項に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の等級に応じた額とする。

2 法第28条の5第1項又は第28条の6第2項の規定により採用された職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、前項の規定にかかわらず、同項の規

る職員の第1項の規定による昇給は、同項前段に規定する期間における当該職員の勤務成績が特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。

4～6 略

(短時間勤務職員の給料月額)

第10条の2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務(以下「育児短時間勤務」という。)の承認を受けた職員(育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)の給料月額は、第3条第1項及び第3条の3第1項の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められた当該育児短時間勤務職員等の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額とする。

2 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、第3条第1項の給料表の定年前

定による給料月額に、勤務時間条例第 2 条第 3 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。ただし、同条第 6 項の規定の適用を受ける者にあつては、当該額との均衡を考慮して市長が別に定める。

(任期付短時間勤務職員の給料月額)

第 10 条の 3 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成 3 年法律第 110 号。以下「育児休業法」という。)第 18 条第 1 項又は任期付職員条例第 4 条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)の給料月額は、第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間条例第 2 条第

再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の等級に応じた額に、勤務時間条例第 2 条第 3 項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。ただし、同条第 6 項の規定の適用を受ける者にあつては、当該額との均衡を考慮して市長が別に定める。

3 育児休業法第 18 条第 1 項又は任期付職員条例第 4 条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)の給料月額は、第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間条例第 2 条第 4 項の規定により定められた当該任期付短時間勤務職員の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(育児短時間勤務職員等の給料月額)

第10条の4 育児休業法第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務(以下「育児短時間勤務」という。)の承認を受けた職員(育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)の給料月額は、第3条第1項、第3条の3第1項及び第10条の2第1項の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額とする。

(復職時等における号給の調整)

第10条の5 退職(法第55条の2第1項ただし書の許可を受けた場合を含む。)又は休暇のため勤務しなかった職員が復職し、又は再び勤務するに至った場合において、他の職員との権衡上必要があると認めるときは、復職し、又は再び勤務するに至った日以後において、規則で定めるところにより、その者の号給を調整することができる。

(復職時等における号給の調整)

第10条の3 退職(法第55条の2第1項ただし書の許可を受けた場合を含む。)又は休暇のため勤務しなかった職員が復職し、又は再び勤務するに至った場合において、他の職員との権衡上必要があると認めるときは、復職し、又は再び勤務するに至った日以後において、規則で定めるところにより、当該職員の号給を調整することができる。

(時間外勤務手当)

第 17 条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき、第 20 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次の各号に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める割合(その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間にある場合は、その割合に 100 分の 25 を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1)・(2) 略

2 育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が 7 時間 45 分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次の各号に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める割合」とあるのは、「100 分の 100」とする。

3 前 2 項に定めるもののほか、勤務時間条例第 4 条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第 3 条第 2 項から第 4 項までの規定により割り振られた 1 週間の正規の勤務時

(時間外勤務手当)

第 17 条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき、第 20 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次の各号に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める割合(その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間にある場合は、その割合に 100 分の 25 を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1)・(2) 略

2 育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が 7 時間 45 分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次の各号に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める割合」とあるのは、「100 分の 100」とする。

3 前 2 項に定めるもののほか、勤務時間条例第 4 条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第 3 条第 2 項から第 4 項までの規定により割り振られた 1 週間の正規の勤務時

間(以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた職員には、当該勤務することを命ぜられた勤務時間に相当する時間のうち割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間(規則で定める時間を除く。)に対して、勤務1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。ただし、育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員が割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

- 4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務(勤務時間条例第3条第1項、第3項及び第4項並びに第4条の規定により定められた週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。)の時間と勤務時間条例第4条の規定により割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、当該勤務することを命ぜられた勤務時間に相当する時間のうち割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間(規則で定める時間を除く。)との合計が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項(第2項の

間(以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた職員には、当該勤務することを命ぜられた勤務時間に相当する時間のうち割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間(規則で定める時間を除く。)に対して、勤務1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。ただし、育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員が割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

- 4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務(勤務時間条例第3条第1項、第3項及び第4項並びに第4条の規定により定められた週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。)の時間と勤務時間条例第4条の規定により割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、当該勤務することを命ぜられた勤務時間に相当する時間のうち割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間(規則で定める時間を除く。)との合計が1か月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項(第2項の

規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務 100 分の 150(その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 175)

(2) 略

5 略

(1) 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務 100 分の 150(その時間が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 175)から第 1 項各号に定める割合(その時間が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、その割合に 100 分の 25 を加算した割合)を減じた割合

(2) 略

6 略

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第20条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこ

規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務 100 分の 150(その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 175)

(2) 略

5 略

(1) 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務 100 分の 150(その時間が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 175)から第 1 項各号に定める割合(その時間が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、その割合に 100 分の 25 を加算した割合)を減じた割合

(2) 略

6 略

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第20条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこ

れに対する地域手当の月額合計額に 12 を乗じ、その額を 1 週間当たりの勤務時間に 52 を乗じたものから勤務時間条例第 8 条に規定する休日に係る勤務時間を減じたもので除して得た額(育児短時間勤務職員等にあつては育児短時間勤務の承認を受けていない職員の勤務 1 時間当たりの給与額を考慮して規則で定める額、再任用短時間勤務職員にあつては法第 28 条の 4 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項の規定により採用された職員の勤務 1 時間当たりの給与額を考慮して規則で定める額、任期付短時間勤務職員にあつては任期付職員条例第 3 条の規定により任期を定めて採用された職員の勤務 1 時間当たりの給与額を考慮して規則で定める額)とする。

(期末手当)

第 23 条 期末手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日(以下この条から第 23 条の 3 までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日(次条及び第 23 条の 3 第 1 項においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前 1 箇月以内に退職し、又は死亡した職員(第 28 条第 8 項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に 100 分の 120 を乗じ

れに対する地域手当の月額合計額に 12 を乗じ、その額を 1 週間当たりの勤務時間に 52 を乗じたものから勤務時間条例第 8 条に規定する休日に係る勤務時間を減じたもので除して得た額(育児短時間勤務職員等にあつては育児短時間勤務の承認を受けていない職員の勤務 1 時間当たりの給与額を考慮して規則で定める額、定年前再任用短時間勤務職員にあつては常時勤務に服することを要する職員の勤務 1 時間当たりの給与額を考慮して規則で定める額、任期付短時間勤務職員にあつては任期付職員条例第 3 条の規定により任期を定めて採用された職員の勤務 1 時間当たりの給与額を考慮して規則で定める額)とする。

(期末手当)

第 23 条 期末手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日(以下この条から第 23 条の 3 までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日(次条及び第 23 条の 3 第 1 項においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前 1 か月以内に退職し、又は死亡した職員(第 28 条第 8 項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に 100 分の 120 を乗じ

て得た額に、基準日以前 6 箇月 以内の期間における その者 の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6 箇月 100 分の 100
- (2) 5 箇月 以上 6 箇月 未満 100 分の 80
- (3) 3 箇月 以上 5 箇月 未満 100 分の 60
- (4) 3 箇月 未満 100 分の 30

3 再任用職員 に対する前項の規定の適用については、同項中「100 分の 120」とあるのは、「100 分の 67.5」とする。

4～8 略

(期末手当の支給停止)

第 23 条の 2 略

- (1)・(2) 略
- (3) 基準日前 1 箇月 以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前 2 号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (4) 略

(勤勉手当)

て得た額に、基準日以前 6 か月 以内の期間における 当該職員 の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6 か月 100 分の 100
- (2) 5 か月 以上 6 か月 未満 100 分の 80
- (3) 3 か月 以上 5 か月 未満 100 分の 60
- (4) 3 か月 未満 100 分の 30

3 定年前再任用短時間勤務職員 に対する前項の規定の適用については、同項中「100 分の 120」とあるのは、「100 分の 67.5」とする。

4～8 略

(期末手当の支給停止)

第 23 条の 2 略

- (1)・(2) 略
- (3) 基準日前 1 か月 以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前 2 号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (4) 略

(勤勉手当)

第 24 条 勤勉手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の業績評価(職員がその職務を遂行するに当たり挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。)の結果及び基準日以前 6 箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前 1 箇月以内に退職し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。

2 略

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に 100 分の 100 を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に 100 分の 47.5 を乗じて得た額の総額

3～6 略

第 24 条 勤勉手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日(以下この項から第 3 項までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、当該職員の基準日以前における直近の業績評価(職員がその職務を遂行するに当たり挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。)の結果及び基準日以前 6 か月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前 1 か月以内に退職し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。

2 略

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に 100 分の 100 を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に 100 分の 47.5 を乗じて得た額の総額

3～6 略

(通勤手当)

第 26 条の 2 略

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるもの及び第 3 号に掲げる職員を除く。)
- (2) 通勤のため自動車、自転車その他の交通の用具で規則で定めるもの(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

(3) 略

2 略

- (1) 前項第 1 号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期

(通勤手当)

第 26 条の 2 略

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下この項及び次項において「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下この項及び次項において「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるもの及び第 3 号に掲げる職員を除く。)
- (2) 通勤のため自動車、自転車その他の交通の用具で規則で定めるもの(以下この条において「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

(3) 略

2 略

- (1) 前項第 1 号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下この号において「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等

間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。)が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

- (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

ア～ス 略

- (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額(1箇月当たりの運賃等相当額及

相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下この号及び第3号において「1か月当たりの運賃等相当額」という。)が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1か月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

- (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

ア～ス 略

- (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額(1か月当たりの運賃等相当額及

び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額、第1号に定める額又は前号に定める額

3・4 略

5 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として規則で定める期間(自動車等に係る通勤手当にあつては、1箇月)をいう。

6 略

(再任用職員についての適用除外)

第26条の3 第14条、第15条及び第15条の3の規定は、再任用職員には適用しない。

(休職者の給与)

第28条 略

2～7 略

8 第2項、第3項、第5項又は第6項に規定する職員が、これらの規定に規定する期間内で第23条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したときは、同

び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額、第1号に定める額又は前号に定める額

3・4 略

5 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として規則で定める期間(自動車等に係る通勤手当にあつては、1か月)をいう。

6 略

(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)

第26条の3 第14条、第15条及び第15条の3の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

(休職者の給与)

第28条 略

2～7 略

8 第2項、第3項、第5項又は第6項に規定する職員が、これらの規定に規定する期間内で第23条第1項に規定する基準日前1か月以内に退職し、又は死亡したときは、同

項の規定により規則で定める日に、それぞれ第2項、第3項、第5項又は第6項の規定の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、規則で定める職員については、この限りでない。

9 略

附 則

1～23 略

項の規定により規則で定める日に、それぞれ第2項、第3項、第5項又は第6項の規定の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、規則で定める職員については、この限りでない。

9 略

附 則

1～23 略

(職員が60歳に達した日後における最初の4月1日以後の給料の特例)

24 当分の間、職員の給料月額、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第27項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該職員の属する職務の等級及び当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

25 育児短時間勤務職員等に対する前項の規定の適用については、同項中「)とする」とあるのは、「)に、算出率を乗じて得た額とする」とする。

26 附則第24項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

(2) 法第 28 条の 5 第 1 項又は第 2 項の規定により法第 28 条の 2 第 1 項に規定する異動期間(法第 28 条の 5 第 1 項又は第 2 項の規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職員

(3) 法第 28 条の 7 第 1 項又は第 2 項の規定により勤務している職員(法第 28 条の 6 第 1 項に規定する定年退職日において附則第 24 項の規定が適用されていた職員を除く。)

27 法第 28 条の 2 第 4 項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日(以下この項及び附則第 29 項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第 24 項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に 100 分の 70 を乗じて得た額(当該額に、50 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数を生じたときはこれを 100 円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第 24 項の規定により当該職

員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

28 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が当該職員の属する職務の等級における最高の号給の給料月額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「当該職員の属する職務の等級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

29 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第 24 項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第 27 項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前 2 項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

30 附則第 27 項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第 24 項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前 3 項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

31 附則第 24 項から前項までに定めるもののほか、附則第 24 項の規定による給料月額、附則第 27 項の規定による給料その他附則第 24 項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第 1(第 3 条関係)

給料表

職員の区分	職務の等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000

別表第 2(第 3 条関係)

等級別基準職務表

職務の等級	基準となる職務
-------	---------

別表第 1(第 3 条関係)

給料表

職員の区分	職務の等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000

別表第 2(第 3 条関係)

等級別基準職務表

職務の等級	基準となる職務
-------	---------

1 級～3 級	略
4 級	<ol style="list-style-type: none"> 1 係長、総括主査、主査又は主任の職務 2 市立認定こども園の副園長の職務
5 級	略
6 級	<ol style="list-style-type: none"> 1 市長部局、教育委員会事務局、消防本部又は消防署の課長代理の職務 2 事務局の局次長代理の職務 3 農業委員会事務局の局長代理の職務 4 市立認定こども園の園長の職務
7 級	<ol style="list-style-type: none"> 1 市長部局、教育委員会事務局、消防本部又は消防署の課長の職務 2 事務局の局次長の職務 3 農業委員会事務局の事務局長の職務 4 市長部局、教育委員会事務局、消防本部又は消防署の課に置かれる参事の職務 5 農業委員会事務局の参事の職務
8 級	<ol style="list-style-type: none"> 1 会計管理者の職務 2 市長部局、教育委員会事務局又は消防本部の次長の職務 3 消防署の消防署長の職務 4 市長部局又は教育委員会事務局の部に置かれる参事の職務 5 事務局の参事の職務 6 消防本部の消防本部に置かれる参事の職務

1 級～3 級	略
4 級	<ol style="list-style-type: none"> (1) 係長、総括主査、主査又は主任の職務 (2) 市立認定こども園の副園長の職務
5 級	略
6 級	<ol style="list-style-type: none"> (1) 市長部局、教育委員会事務局、消防本部又は消防署の課長代理の職務 (2) 事務局の局次長代理の職務 (3) 農業委員会事務局の局長代理の職務 (4) 市立認定こども園の園長の職務 (5) 副参事の職務
7 級	<ol style="list-style-type: none"> (1) 市長部局、教育委員会事務局、消防本部又は消防署の課長の職務 (2) 事務局の局次長の職務 (3) 農業委員会事務局の事務局長の職務 (4) 参事の職務
8 級	<ol style="list-style-type: none"> (1) 会計管理者の職務 (2) 市長部局又は教育委員会事務局の部に置かれる次長の職務 (3) 消防本部の次長又は消防署の消防署長の職務 (4) 副理事の職務

9 級	<ul style="list-style-type: none"> 1 市長部局の部長の職務 2 事務局の事務局長の職務 3 教育委員会事務局の教育次長又は部長の職務 4 消防本部の消防長の職務 5 理事の職務
-----	---

備考 略

9 級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 市長部局の部長の職務 (2) 事務局の事務局長の職務 (3) 教育委員会事務局の教育次長又は部長の職務 (4) 消防本部の消防長の職務 (5) 理事の職務
-----	---

備考 略

摂津市職員の管理職手当に関する条例（抄）

下線部分は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(支給額)</p> <p>第 3 条 前条に規定する職を占める職員に支給する管理職手当の月額、別表に定める額<u>の範囲内で市長が定める。</u></p> <p>附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行し、昭和 37 年 4 月 1 日より適用する。</p>	<p>(支給額)</p> <p>第 3 条 前条に規定する職を占める職員に支給する管理職手当の月額、別表に定める額とする。</p> <p>附 則</p> <p><u>(施行期日等)</u></p> <p>1 この条例は、公布の日から施行し、昭和 37 年 4 月 1 日より適用する。</p> <p><u>(摂津市一般職の職員の給与に関する条例附則第 24 項の規定の適用を受ける職員の支給額の特例)</u></p> <p>2 <u>摂津市一般職の職員の給与に関する条例(昭和 31 年条例第 13 号。以下「給与条例」という。)附則第 24 項の規定の適用を受ける職員に対する第 3 条の規定の適用については、当分の間、同条中「別表に定める額」とあるのは、「別表に定める額に 100 分の 70 を乗じて得た額(その額に、50 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数を生じたときはこれを 100 円に切り上げた額)」とする。</u></p>

別表(第2条、第3条関係)

組織	職	管理職手当の月額
市長の事務部局	部長	円 80,000
	理事	75,000
	会計管理者 次長	65,000
	部に置かれる参事	60,000
	課長	55,000
	課に置かれる参事	50,000
	課長代理	40,000
	議会事務局	事務局長
参事		60,000
局次長		55,000
局次長代理		40,000
教育委員会事務局	教育次長 部長	80,000
	理事	75,000

別表(第2条、第3条関係)

職		管理職手当の月額
給与条例別表第2の等級 別基準職務表に掲げる職 務の等級が9級である職	理事以外の職	80,000円
	理事	75,000円
給与条例別表第2の等級 別基準職務表に掲げる職 務の等級が8級である職	副理事以外の 職	65,000円
	副理事	60,000円
給与条例別表第2の等級 別基準職務表に掲げる職 務の等級が7級である職	参事以外の職	55,000円
	参事	50,000円

	次長	65,000
	部に置かれる参事	60,000
	課長	55,000
	課に置かれる参事	50,000
	課長代理	40,000
市立認定こども園	園長	40,000
選挙管理委員会事務局、監査委員事務局及び公平委員会事務局	事務局長	80,000
	参事	60,000
	局次長	55,000
	局次長代理	40,000
農業委員会事務局	事務局長	55,000
	参事	50,000
	局長代理	40,000
消防本部	消防長	80,000
	理事	75,000
	次長	65,000
	消防本部に置かれる参事	60,000
	課長	55,000

	課に置かれる参事	50,000
	課長代理	40,000
消防署	消防署長	60,000
	課長	55,000
	課に置かれる参事	50,000
	課長代理	40,000

備考

1 この表の「部」及び「課」には、それぞれ部及び課に相当する組織を含むものとする。

2 次に掲げる職員にこの条例を適用する場合における管理職手当の月額、この表の規定にかかわらず、市長が別に定める。

(1) 略

(2) 地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 28 条の 4 第 1 項、第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員

(3) 略

備考

次に掲げる職員にこの条例を適用する場合における管理職手当の月額、この表に定める額の範囲内で市長が定める額とする。

(1) 略

(2) 地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 22 条の 4 第 1 項又は第 22 条の 5 第 1 項の規定により採用された職員

(3) 略

摂津市職員の退職手当に関する条例（抄）

下線部分は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(退職手当の支給)</p> <p>第 2 条 この条例の規定による退職手当は、前条に規定する職員のうち常時勤務に服することを要するもの(地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 28 条の 4 第 1 項、<u>第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された者を除く。</u>以下「職員」という。)が退職した場合に、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する。</p> <p>2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。第 10 条第 2 項において「勤務日数」という。)が 18 日(1 月間の日数(摂津市の休日定める条例(平成 2 年摂津市条例第 16 号)第 2 条第 1 項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)が 20 日に満たない日数の場合にあっては、18 日から 20 日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第 10 条第 2 項において「職員みなし日数」という。)以上ある月が引き続いて 12 月を超えるに</p>	<p>(退職手当の支給)</p> <p>第 2 条 この条例の規定による退職手当は、前条に規定する職員のうち常時勤務に服することを要するもの(以下「職員」という。)が退職した場合に、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する。</p> <p>2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。第 10 条第 2 項において「勤務日数」という。)が 18 日(1 月間の日数(摂津市の休日定める条例(平成 2 年摂津市条例第 16 号)第 2 条第 1 項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)が 20 日に満たない日数の場合にあっては、18 日から 20 日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第 10 条第 2 項において「職員みなし日数」という。)以上ある月が引き続いて 12 月を超えるに</p>

至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例(第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気(以下「傷病」という。))による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。)の規定を適用する。ただし、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。

(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第4条 11年以上25年未満の期間勤続して退職した者(地方公務員法第28条の2第1項の規定により退職した者(同法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。)、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であって任命権者が市長の承認を得たものに限る。))に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額(以下「退職日給料月額」という。)に、その者の勤続期間を次の各

至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例(第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気(以下「傷病」という。))による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。)の規定を適用する。ただし、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。

(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第4条 11年以上25年未満の期間勤続して退職した者(地方公務員法第28条の6第1項の規定により退職した者(同法第28条の7第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。)、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であって任命権者が市長の承認を得たものに限る。))に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額(以下「退職日給料月額」という。)に、その者の勤続期間を次の各

号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1)～(3) 略

2 略

(整理退職等の場合の退職手当の基本額)

第 5 条 職制若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者であって任命権者が市長の承認を得たもの、公務上の傷病若しくは死亡により退職した者又は 25 年以上勤続して退職した者(地方公務員法第 28 条の 2 第 1 項の規定により退職した者(同法第 28 条の 3 第 1 項の期限又は同条第 2 項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。)、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であって任命権者が市長の承認を得たものに限る。))に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1)～(4) 略

2 略

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特

号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1)～(3) 略

2 略

(整理退職等の場合の退職手当の基本額)

第 5 条 職制若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者であって任命権者が市長の承認を得たもの、公務上の傷病若しくは死亡により退職した者又は 25 年以上勤続して退職した者(地方公務員法第 28 条の 6 第 1 項の規定により退職した者(同法第 28 条の 7 第 1 項の期限又は同条第 2 項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。)、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であって任命権者が市長の承認を得たものに限る。))に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1)～(4) 略

2 略

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特

例)

第5条の3 第5条第1項に規定する者(25年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者を除く。)のうち、定年に達する日から6月前までに退職した者であつて、その勤続期間が25年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から10年を減じた年齢以上であるものに対する同項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

略

(退職手当の調整額)

第6条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間(第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。)の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月(地方公務員法第27条及び第28条の規定による休職(公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職及び職員を地方住宅供給公社法(昭和40年法律第124号)に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法(昭和45年法律第82号)に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法

例)

第5条の3 第5条第1項に規定する者(25年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者を除く。)のうち、定年に達する日から6月前までに退職した者であつて、その勤続期間が25年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から15年を減じた年齢以上であるものに対する同項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

略

(退職手当の調整額)

第6条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間(第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。)の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月(地方公務員法第27条及び第28条の規定による休職(公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職及び職員を地方住宅供給公社法(昭和40年法律第124号)に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法(昭和45年法律第82号)に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法

律(昭和 47 年法律第 66 号)に規定する土地開発公社(以下「地方公社」という。)又は国家公務員退職手当法施行令(昭和 28 年政令第 215 号)第 6 条第 1 項に規定する法人(退職手当(これに相当する給与を含む。))に関する規程において、職員が地方公社又はその法人の業務に従事するために休職され、引き続いて地方公社又はその法人に使用される者となった場合におけるその者の在職期間の計算については、地方公社又はその法人に使用される者としての在職期間はなかったものとするものと定めているものに限る。以下「休職指定法人」という。)の業務に従事させるための休職を除く。)、地方公務員法第 29 条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月(現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。以下「休職月等」という。)のうち規則で定めるものを除く。)ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額(以下「調整月額」という。)のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第 1 順位から第 60 順位までの調整月額(当該各月の月数が 60 月に満たない場合には、当該各月の調整月額)を合計した額とする。

(1)～(8) 略

2～5 略

律(昭和 47 年法律第 66 号)に規定する土地開発公社(以下「地方公社」という。)又は国家公務員退職手当法施行令(昭和 28 年政令第 215 号)第 6 条第 1 項に規定する法人(退職手当(これに相当する給与を含む。))に関する規程において、職員が地方公社又はその法人の業務に従事するために休職され、引き続いて地方公社又はその法人に使用される者となった場合におけるその者の在職期間の計算については、地方公社又はその法人に使用される者としての在職期間はなかったものとするものと定めているものに限る。以下「休職指定法人」という。)の業務に従事させるための休職を除く。)、地方公務員法第 29 条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月(現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。第 7 条第 4 項において「休職月等」という。)のうち規則で定めるものを除く。)ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額(以下この項及び第 5 項において「調整月額」という。)のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第 1 順位から第 60 順位までの調整月額(当該各月の月数が 60 月に満たない場合には、当該各月の調整月額)を合計した額とする。

(1)～(8) 略

2～5 略

(一般の退職手当の額に係る特例)

第6条の5 略

2 前項の「基本給月額」とは、一般職の職員の給与に関する条例(昭和31年条例第13号)の規定による給料表が適用される職員(以下「一般職の職員」という。)については給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額をいい、その他の職員については一般職の職員の基本給月額に準じて規則で定める額をいう。

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第14条 略

(1) 略

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きた在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分(以下「再任用職員に対する免職処分」という。)を受けたとき。

(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者(再任用職員に対する免職処分の対象となる者を除く。)について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きた在職期間中に懲戒免

(一般の退職手当の額に係る特例)

第6条の5 略

2 前項の「基本給月額」とは、摂津市一般職の職員の給与に関する条例(昭和31年条例第13号)の規定による給料表が適用される職員(以下「一般職の職員」という。)については給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額をいい、その他の職員については一般職の職員の基本給月額に準じて規則で定める額をいう。

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第14条 略

(1) 略

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きた在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分(以下「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」という。)を受けたとき。

(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者(定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる者を除く。)について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きた在

職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

2～6 略

(退職をした者の退職手当の返納)

第 15 条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第 12 条第 1 項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第 10 条第 3 項、第 6 項又は第 8 項の規定による退職手当の支給を受けることができた者(次条及び第 17 条において「失業手当受給可能者」という。))であった場合にあっては、これらの規定により算出される金額(次条及び第 17 条において「失業者退職手当額」という。)を除く。)の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 略

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたとき。

職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

2～6 略

(退職をした者の退職手当の返納)

第 15 条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第 12 条第 1 項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第 10 条第 3 項、第 6 項又は第 8 項の規定による退職手当の支給を受けることができた者(次条及び第 17 条において「失業手当受給可能者」という。))であった場合には、これらの規定により算出される金額(次条及び第 17 条において「失業者退職手当額」という。)を除く。)の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 略

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたとき。

(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者(再任用職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。)について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めるとき。

2～6 略

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第 17 条 退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者(以下この条において「退職手当の受給者」という。)が当該退職の日から 6 月以内に第 15 条第 1 項又は前条第 1 項の規定による処分を受けることなく死亡した場合(次項から第 5 項までに規定する場合を除く。)において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人(包括受遺者を含む。以下この条において同じ。)に対し、当該退職の日から 6 月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から 6 月以内に限り、当該相続

(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者(定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。)について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めるとき。

2～6 略

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第 17 条 退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者(以下この条において「退職手当の受給者」という。)が当該退職の日から 6 月以内に第 15 条第 1 項又は前条第 1 項の規定による処分を受けることなく死亡した場合(次項から第 5 項までに規定する場合を除く。)において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人(包括受遺者を含む。以下この項から第 6 項までにおいて同じ。)に対し、当該退職の日から 6 月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から 6 月以内

人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第15条第5項又は前条第3項において準用する行政手続条例第14条第1項の規定による通知を受けた場合において、第15条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき(次項から第5項までに規定する場合を除く。)は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

3 退職手当の受給者(遺族を除く。以下この項から第5項ま

に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第15条第5項又は前条第3項において準用する行政手続条例第14条第1項の規定による通知を受けた場合において、第15条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき(次項から第5項までに規定する場合を除く。)は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

3 退職手当の受給者(遺族を除く。以下この項から第5項ま

でにおいて同じ。)が、当該退職の日から 6 月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合(第 13 条第 1 項第 1 号に該当する場合を含む。次項において同じ。)において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第 15 条第 1 項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から 6 月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から 6 月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第 15 条第 1 項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から 6 月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職を

でにおいて同じ。)が、当該退職の日から 6 月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合(第 13 条第 1 項第 1 号に該当する場合を含む。次項において同じ。)において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第 15 条第 1 項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から 6 月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から 6 月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第 15 条第 1 項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から 6 月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職を

した者が失業手当受給可能者であった場合にあつては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けた場合において、第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあつては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

6～8 略

附 則

1～3 略

- 4 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者(摂津市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和

した者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けた場合において、第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

6～8 略

附 則

1～3 略

- 4 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者(摂津市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和

49年摂津市条例第11号。以下「条例第11号」という。) 附則第3項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第6条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第4項」とする。

5 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者(条例第11号附則第4項の規定に該当する者を除く。)で第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第5条の2の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。

6 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者(条例第11号附則第5項の規定に該当する者を除く。)で第5条の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として附則第4項の規定の例により計算して得られる額とする。

7～10 略

49年摂津市条例第11号。以下「条例第11号」という。) 附則第3項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3まで及び附則第11項から第17項までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第6条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第4項」とする。

5 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者(条例第11号附則第4項の規定に該当する者を除く。)で第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第5条の2及び附則第13項の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。

6 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者(条例第11号附則第5項の規定に該当する者を除く。)で第5条又は附則第12項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として附則第4項の規定の例により計算して得られる額とする。

7～10 略

11 当分の間、第4条第1項及び第7条第8項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(定年の定めのない職を退職した者及び第4条第1項又は第2

項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額を計算する場合について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第11項」とする。

12 当分の間、第5条第1項及び第7条第8項の規定は、25年以上の期間勤続した者であって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(定年の定めのない職を退職した者及び第5条第1項又は第2項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額を計算する場合について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第12項」とする。

13 摂津市一般職の職員の給与に関する条例附則第24項の規定による職員の給料月額の設定は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。

14 当分の間、25年以上勤続し、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であって任命権者が市長の承認を得たものに対する第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3中「定年に達する日から6月前までに」とあるのは「60歳に達する日までに」と、同条の表第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2

号の項中「退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とあるのは「60歳と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とする。

15 当分の間、第5条第1項に規定する者(25年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者を除く。)に対する第5条の3の規定の適用については、同条中「退職の日において定められているその者に係る定年から15年」とあるのは、「60歳から10年」とする。

16 当分の間、職制若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者であって任命権者が市長の承認を得たもの又は公務上の傷病若しくは死亡により退職した者が60歳に達する日前に退職したときにおける第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の2」とあるのは、「60歳と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の2を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

17 当分の間、職制若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者であって任命権者が市長の承認を得たもの又は公務上の傷病若しくは死亡により退職した者が60歳に達した日以後に退職したときにおける第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の2」とあるのは、「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

摂津市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（抄）

下線部分は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(給与の種類)</p> <p>第 2 条 企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「職員」という。)の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2・3 略</p> <p>(時間外勤務手当)</p> <p>第 11 条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 地方公務員法第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 2 項の規定により採用された職員</p> <p>(3) 略</p> <p>(再任用職員についての適用除外)</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第 2 条 企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 22 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「職員」という。)の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2・3 略</p> <p>(時間外勤務手当)</p> <p>第 11 条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 地方公務員法第 22 条の 4 第 1 項又は第 22 条の 5 第 1 項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)</p> <p>(3) 略</p> <p>(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)</p>

第 21 条 第 6 条、第 8 条及び第 17 条の規定は、地方公務員法第 28 条の 4 第 1 項、第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員には適用しない。

附 則

1 略

第 21 条 第 6 条、第 8 条及び第 17 条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

附 則

1 略

(定年の引上げに伴う給与に関する特例措置)

2 当分の間、職員が 60 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日以後における当該職員の給与は、摂津市一般職の職員の給与に関する条例(昭和 31 年条例第 13 号)附則第 24 項の規定の適用を受ける職員との均衡を考慮して管理者が定める。

摂津市特別職の職員の給与に関する条例（抄）

下線部分は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(地域手当等の額)</p> <p>第 4 条 地域手当及び通勤手当の額は、<u>一般職の職員の給与に関する条例(昭和 31 年条例第 13 号)</u>の適用を受ける職員(以下「一般職員」という。)の例による。</p> <p>(期末手当)</p> <p>第 7 条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(離職した職員にあっては、離職した日現在)における期末手当基礎額(それぞれの職員の給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、その合計額に 100 分の 20 を乗じて得た額を加算した額)に 100 分の 197.5 を乗じて得た額に、基準日以前 6 か月以内の期間における当該職員の在職期間の区分に応じて<u>一般職の職員の給与に関する条例第 23 条第 2 項各号</u>に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 略</p>	<p>(地域手当等の額)</p> <p>第 4 条 地域手当及び通勤手当の額は、<u>摂津市一般職の職員の給与に関する条例(昭和 31 年条例第 13 号)</u>の適用を受ける職員(以下「一般職員」という。)の例による。</p> <p>(期末手当)</p> <p>第 7 条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(離職した職員にあっては、離職した日現在)における期末手当基礎額(それぞれの職員の給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、その合計額に 100 分の 20 を乗じて得た額を加算した額)に 100 分の 197.5 を乗じて得た額に、基準日以前 6 か月以内の期間における当該職員の在職期間の区分に応じて<u>摂津市一般職の職員の給与に関する条例第 23 条第 2 項各号</u>に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 略</p>

摂津市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（抄）

下線部分は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(支給方法)</p> <p>第 8 条 議員等の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給方法については、この条例に定めるもののほか、<u>一般職の職員の給与に関する条例</u>(昭和 31 年条例第 13 号)の適用を受ける職員の例による。</p>	<p>(支給方法)</p> <p>第 8 条 議員等の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給方法については、この条例に定めるもののほか、<u>摂津市一般職の職員の給与に関する条例</u>(昭和 31 年条例第 13 号)の適用を受ける職員の例による。</p>

摂津市職員の厚生制度に関する条例（抄）

下線部分は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(職員)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>一般職の職員の給与に関する条例</u>(昭和 31 年条例第 13 号)</p> <p>(3)・(4) 略</p>	<p>(職員)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>摂津市一般職の職員の給与に関する条例</u>(昭和 31 年 条例第 13 号)</p> <p>(3)・(4) 略</p>

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（抄）

下線部分は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、<u>一般職の職員の給与に関する条例</u>(昭和 31 年条例第 13 号)第 26 条の規定に基づき、一般職の職員の特務手当に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、<u>摂津市一般職の職員の給与に関する条例</u>(昭和 31 年条例第 13 号)第 26 条の規定に基づき、一般職の職員の特務手当に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

摂津市職員の修学部分休業に関する条例（抄）

下線部分は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(修学部分休業取得中の給与)</p> <p>第 3 条 職員が修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、<u>一般職の職員の給与に関する条例</u>(昭和 31 年条例第 13 号)第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間につき、同条例第 20 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p>	<p>(修学部分休業取得中の給与)</p> <p>第 3 条 職員が修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、<u>摂津市一般職の職員の給与に関する条例</u>(昭和 31 年条例第 13 号)第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間につき、同条例第 20 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p>

摂津市職員の高齢者部分休業に関する条例（抄）

下線部分は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>（高齢者部分休業取得中の給与）</p> <p>第 3 条 職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、<u>一般職の職員の給与に関する条例</u>(昭和 31 年条例第 13 号)第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間につき、同条例第 20 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p>	<p>（高齢者部分休業取得中の給与）</p> <p>第 3 条 職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、<u>摂津市一般職の職員の給与に関する条例</u>(昭和 31 年条例第 13 号)第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間につき、同条例第 20 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p>

摂津市会計年度任用職員の勤務条件等に関する条例（抄）

下線部分は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(期末手当)</p> <p>第 16 条 期末手当は、<u>一般職の職員の給与に関する条例</u>(昭和 31 年条例第 13 号。第 5 項において「給与条例」という。)第 23 条第 1 項に規定する基準日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する 6 か月以上の任期を定められた会計年度任用職員(これに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項において同じ。)に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。それぞれの基準日前 1 か月以内に退職し、又は死亡した 6 か月以上の任期を定められた会計年度任用職員(規則で定める会計年度任用職員を除く。)についても、同様とする。</p> <p>2～5 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第 16 条 期末手当は、<u>摂津市一般職の職員の給与に関する条例</u>(昭和 31 年条例第 13 号。第 5 項において「給与条例」という。)第 23 条第 1 項に規定する基準日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する 6 か月以上の任期を定められた会計年度任用職員(これに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項において同じ。)に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。それぞれの基準日前 1 か月以内に退職し、又は死亡した 6 か月以上の任期を定められた会計年度任用職員(規則で定める会計年度任用職員を除く。)についても、同様とする。</p> <p>2～5 略</p>

摂津市職員の配偶者同行休業に関する条例（抄）

下線部分は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(配偶者同行休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p> <p>第10条 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該配偶者同行休業の期間を100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日、同日後における最初の昇給日(一般職の職員の給与に関する条例(昭和31年条例第13号)第10条第1項に規定する職員の昇給を行う日として規則で定める日をいう。以下この項において同じ。)又はその次の昇給日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p> <p>2 略</p>	<p>(配偶者同行休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p> <p>第10条 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該配偶者同行休業の期間を100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日、同日後における最初の昇給日(摂津市一般職の職員の給与に関する条例(昭和31年条例第13号)第10条第1項に規定する職員の昇給を行う日として規則で定める日をいう。以下この項において同じ。)又はその次の昇給日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p> <p>2 略</p>